資料１

第８期埼玉県障害者支援計画骨子（案）について

Ⅰ　計画の趣旨

医療的ケア児支援法の改正、手話に関する施策の推進に関する法律、高次脳機能障害者支援法の公布・施行、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正などの障害者を取り巻く動向を踏まえ、計画を策定。

Ⅱ　計画の性格

○　障害者基本法第１１条第２項に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法第８９条第１項に規定する「障害福祉計画」及び児童福祉法第３３条の２２第１項に規定する「障害児福祉計画」

○　障害者文化芸術活動推進法第８条第１項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第８条第１項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画」を包含

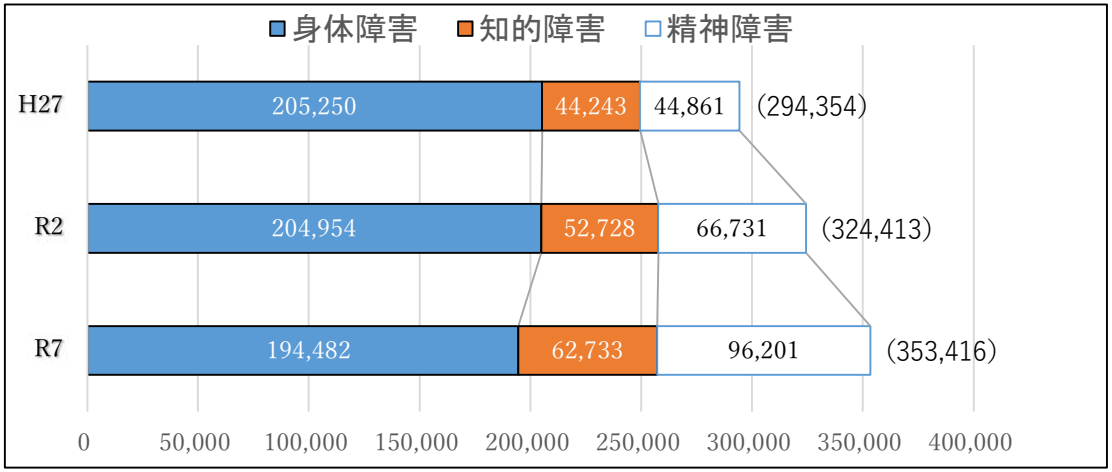
○　障害者施策推進の基本的方向や達成すべき障害者福祉サービスの目標などを明らかにした本県における障害者の総合計画

Ⅲ　計画の期間

令和９年度～令和１１年度（３か年）

Ⅳ　現　状

１　本県の障害者手帳所持者数の推移



（重複所持者あり。年度末現在）

２　発達障害児、高次脳機能障害者及び難病患者数

項目	対象者数	備考
発達障害児数（１５歳未満）	約 71,000 人	国の調査（※１）を基に推計
高次脳機能障害者数	約 13,000 人	国の調査（※２）を基に推計
指定難病医療給付受給者数（難病患者）	60,096 人	令和７年度末現在

（障害者手帳所持者を含む）

※１「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（文部科学省：令和４年１２月）

※２「令和４年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（厚生労働省：令和４年１２月）

３　本県の障害者数

令和７年度末時点における障害者手帳所持者並びに難病患者、発達障害児及び高次脳機能障害者の延べ数は約４９万８千人。

Ⅴ　課　題

１　障害者への理解促進と差別解消の推進

「障害者差別解消法」が改正され、令和６年４月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。県では、これまでも同法の趣旨・内容等に関して普及啓発に取り組んでまいりましたが、障害者や障害者差別に関する県民や事業者の理解は十分とは言えない状況にあります。

障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らせる共生社会を実現する必要があります。

そのために、障害に対する正しい理解、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について引き続き普及啓発を進める必要があります。

また、障害者や家族からの相談支援体制を確保するなど障害者の権利擁護や虐待の防止の取組を強化していく必要があります。

２　障害者の地域生活の充実・社会参加の支援

障害者が地域の中で共に安心して自立した暮らしが送れるように、相談支援体制の整備、日中活動の場や住まいの場の確保、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通手段の確保などを進める必要があります。

また、障害福祉サービス等の人材確保・定着を図るとともに、障害福祉サービス等の質に関して問題となるケースもあることから、質の向上を進める必要があります。

さらに、障害者が生涯を通じて社会の一員として、経済、芸術文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援する必要があります。

３　障害者の就労支援

障害者が本人の希望や能力、適性に応じた就労先や働き方を選択し、地域で自立した生活を送ることができるよう、就労選択支援、就労移行支援及び就労定着支援の充実を図るとともに、福祉、労働、教育等の関係機関が連携した就労支援体制の強化を進める必要があります。

また、工賃向上に向けた取組を進めるとともに、一般就労への移行及び職場定着を促進し、本人の状況を踏まえた適切な支援

が提供されるよう、就労支援及び障害者雇用の質の確保・向上を図る必要があります。

４　共に育ち共に学ぶ教育の推進

障害の有無にかかわらず全ての子どもが共に学ぶ環境を整備し、一人ひとりの状況に応じた教育を行うことが必要です。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもについては、卒業後の自立を見据えて早期から支援すると共に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供し、必要な支援を行う必要があります。

さらに、教育機関のバリアフリー化など、学習環境の整備も進めていかなければなりません。

５　安心・安全な環境整備の推進

障害者が地域で安心して生活していくためには、療育体制や保健・医療サービスの充実を図るとともに福祉のまちづくりを推進する必要があります。

また、平成２３年に発生した東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風、令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症流行、令和６年に発生した能登半島地震や令和８年に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、非常時における防災・避難体制の整備や感染症対策を推進していく必要があります。

Ⅵ　施策の体系

大柱	中柱	小柱
Ⅰ　理解を深め、権利を護る	1　相互理解の強化	（1）啓発・広報活動の推進
		（2）福祉教育・地域交流の支援
	2　差別解消の推進	同左
	3　権利擁護の取組の充実	（1）権利擁護の推進
		（2）虐待の防止
		（3）権利行使の支援
		（4）障害当事者の参加
Ⅱ　地域生活を充実し、社会参加を支援する	1　地域生活支援体制の充実	（1）相談支援体制などの充実
		（2）サービス提供体制の充実
		（3）福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実
		（4）市町村における計画推進の支援
		（5）ボランティア・NPO活動などへの支援
	2　日中活動の場の確保	（1）日中活動系サービスの確保・充実
		（2）サービスの質の向上
	3　住まいの場の確保	（1）施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上
		（2）グループホームなどの確保・充実
		（3）住宅の整備など
	4　コミュニケーションの支援	（1）コミュニケーション手段の充実
		（2）情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実
		（3）手話を使いやすい環境の整備
		（4）視覚障害者等の読書環境の整備
	5　社会参加の支援	（1）交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大
		（2）外出や移動の支援
		（3）芸術文化活動の振興
		（4）パラスポーツの振興
Ⅲ　就労を進める	1　就労に向けた支援	（1）雇用の場の創出
		（2）就労と職場定着の支援
		（3）多様な働き方の支援
		（4）重度障害者の就労支援
	2　職業訓練の充実	（1）職業訓練体制の整備・充実
		（2）職業教育の実施

大柱	中柱	小柱
Ⅳ　共に育ち、共に学ぶ教育を推進する	1　障害のある児童生徒の教育の充実	（1）インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
		（2）教職員等の資質の向上
		（3）相談体制、交流及び共同学習の充実
		（4）学校施設の整備
	2　自立する力の育成	（1）高等部教育の充実
		（2）高等教育を受けられやすくするための環境整備
Ⅴ　安心・安全な環境をつくる	1　療育体制の充実	（1）地域療育・相談体制などの整備
		（2）発達障害児（者）支援の充実
		（3）難聴児の早期支援の充実
	2　保健・医療サービスの充実	（1）健康づくりの推進
		（2）難病患者支援の充実
		（3）保健・医療体制の充実
		（4）公費負担医療制度の充実
	3　福祉のまちづくりの推進	（1）まちづくりの総合的推進
		（2）公共施設などの整備
		（3）道路環境の整備
		（4）公共交通機関の整備
	4　安全な暮らしの確保	（1）防災対策の充実
		（2）防犯対策の充実
		（3）感染症対策の充実

Ⅶ　主な施策

１　理解を深め、権利を護る

(1) 相互理解の強化

○　福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する仕組みを推進

(2) 差別解消の推進

○　障害者差別解消法を踏まえ、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供について、民間事業者などへの普及啓発を推進

(3) 権利擁護の取組の充実

○　障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を実施

２　地域生活を充実し、社会参加を支援する

(1) 地域生活支援体制の充実

○　施設入所者等の地域移行を進め、地域における暮らしを継続することができるよう支援

○　医療的ケアが必要な障害児（者）が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターの運営、関連分野の支援を調整するコーディネーター及び防災を含めた関係機関と連携を図るための協議の場を設置するなど支援体制を構築

○　障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整を行う協議の場を設置・運営

○　精神科病院の社会的入院患者の退院を促進するとともに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築

○　強度行動障害を有する児（者）に対して、適切な支援が行えるよう、専門人材育成、中核的人材の配置を促進し、併せて、広域的支援人材による支援を実施することで、施設・事業所を支援

　また、広域的支援人材が専門的知見に基づき市町村の支援ニーズ把握、支援体制構築を支援。

○　障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保・定着を図るため、ワンストップ窓口を設置。介護テクノロジー等導入の促進。事業者における業務負担の軽減及び職場環境改善、生産性の向上を支援

○　相談支援専門員の計画的養成等を通じ、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制の構築

(2) 日中活動の場の確保

○　地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流を図るための各種事業を行う地域活動支援センターをはじめ、障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所などの運営を支援

(3) 住まいの場の確保

○　地域での自立生活のため、グループホームなどの整備を促進するとともに、サービスの質の向上のため市町村や関係機関と連携し、地域で安心して生活できる環境づくりを推進

○　グループホームの質向上のため、管理者研修、グループホーム利用者を直接支援する職員の研修を実施

○　重度障害者の地域移行を進めるため、重度障害者に対応可能なグループホームの整備を推進

(4) コミュニケーションの支援

○　情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について普及啓発を実施

○　手話言語の県民への普及啓発と手話通訳者の養成・確保等、手話施策推進法に基づく施策の検討・実施

(5) 社会参加の支援

○　障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」機会を創出するとともに、障害のない方のパラスポーツへの理解を深める取組を推進

○　芸術文化の鑑賞機会や発表・体験の機会の提供及び障害者芸術文化活動支援センターの支援などにより、障害者の芸術文化活動の裾野を拡大

3　就労を進める

(1) 就労に向けた支援

○　就労移行支援事業所や就労定着支援事業所などの整備・運営の支援

○　雇用や福祉等の関係機関が連携した就労支援体制の構築を推進するため、協議会等の場を活用した取組を推進

○　就労継続支援Ｂ型事業所などにおける工賃向上の取組を支援

(2) 職業訓練の充実

○　総合リハビリテーションセンターにおいて就労移行支援事業を行い、障害者の一般就労を支援

4　共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

(1) 障害のある児童生徒の教育の充実

○　「支援籍」の充実を図るなど、障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ多様な環境づくりを推進

○　特別支援学校の児童生徒増に対応するための新校設置、学校において児童生徒一人ひとりの障害の特性に応じた合理的配慮の提供に基づく支援体制を整備するため、教職員への研修などを充実

○　高等学校のエレベーターなどの改修の推進とともに、小・中学校のバリアフリー化について市町村への働き掛けを推進

(2) 自立する力の育成

○　特別支援学校と関係機関・企業との連携を強化し、産業現場などの実習拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実

5　安心・安全な環境をつくる

(1) 療育体制の充実

○　難聴児支援のための早期発見・早期療育を推進するための支援体制の構築、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築などを推進

(2) 保健・医療サービスとの連携・充実

○　難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービスなどの福祉サービスを充実

○　高次脳機能障害者支援センター及び圏域ごとの地域支援センターの設置により、高次脳機能障害などを有する障害者（児）に対する支援体制を充実するとともに、地域の関係機関との連携のための地域協議会の設置や専門的人材の育成により、市町村における支援体制の整備を促進

(3) 福祉のまちづくりの推進

○　道路や公共交通機関のバリアフリー化を推進

○　公共施設や商業施設などの優先駐車区画の適正利用を図る「埼玉県思いやり駐車場制度」を制度周知・理解促進

(4) 安全な暮らしの確保

○　一般避難所から適切な福祉的支援が受けられる福祉避難所への広域避難を含めた、防災・避難体制の整備
○　事業所への感染症対策の周知啓発、感染症発生時の支援・応援体制の構築